

【複数の指定権者に提出する場合の手順】

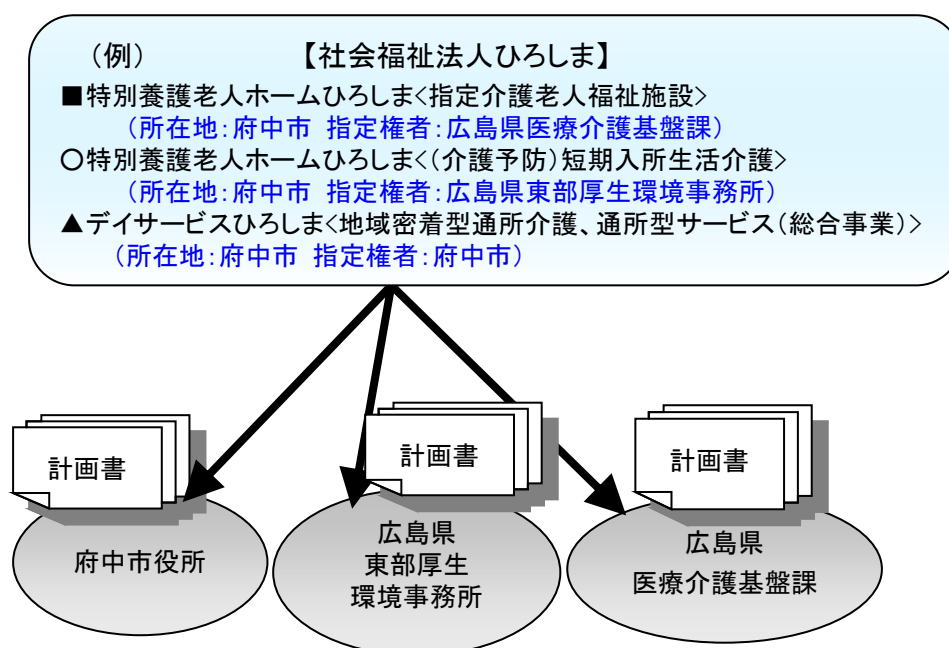
- ◆ 広島県内に複数の事業所をもつ「社会福祉法人ひろしま」が、計画書等を法人一括で作成する場合には、各指定権者へそれぞれ提出が必要となります。

1. 令和8年4月1日(水)までに**体制届**を各指定権者に提出する。

令和8年4月15日(水)までに**計画書**を各指定権者に提出する。

※当日までに計画書等の提出がない場合は、令和8年4月又は5月からの算定はできません。

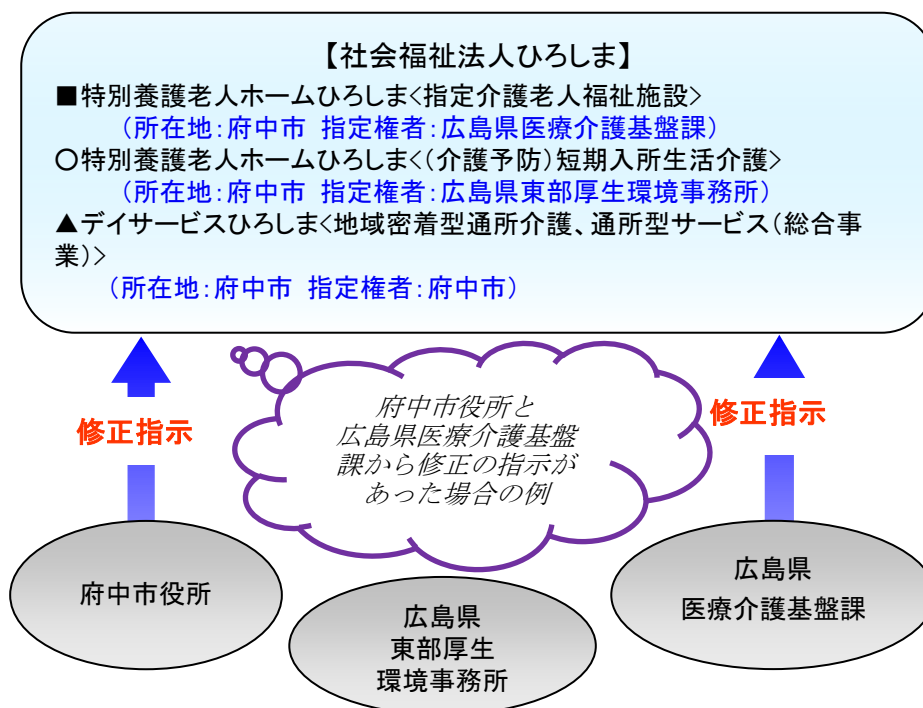
(以下の例の場合、3箇所それぞれに提出が必要となります。)



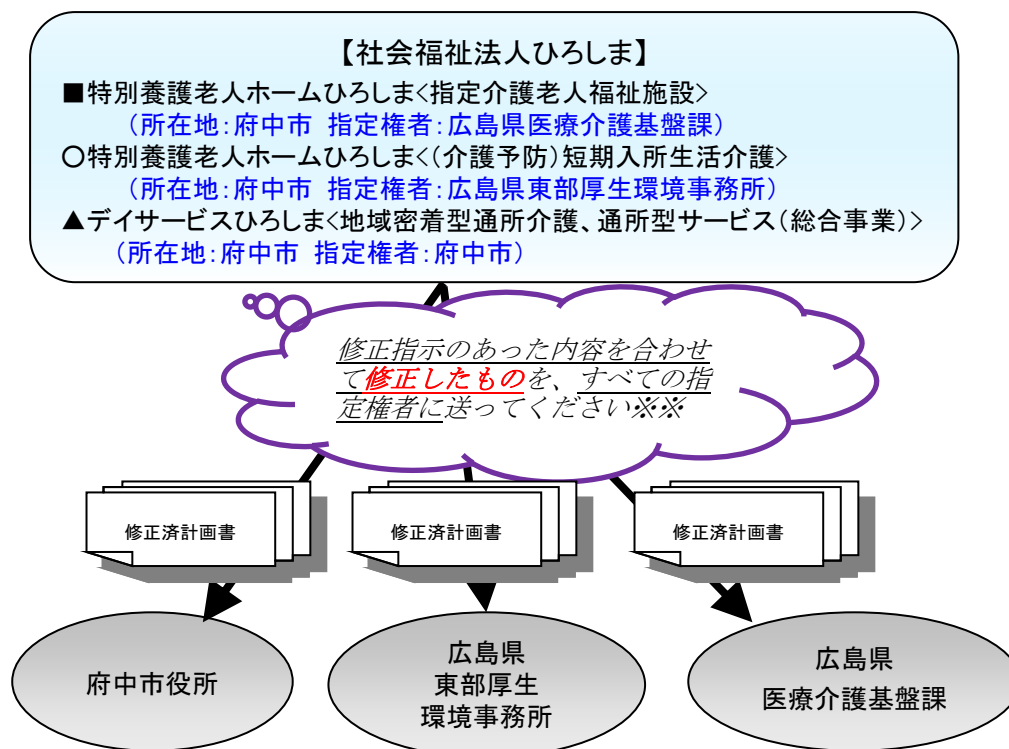
→**計画書**は、3指定権者に対し同一のファイルを提出

体制届は、事業所ごとに作成し、それぞれの事業所の指定権者にのみ提出

2. 各指定権者から法人の担当部署に修正の連絡がある。(※修正が必要な場合のみ)



3. 修正した部分（差替え分）の計画書等を、すべての指定権者へ送付する。



※修正指示は、各指定権者が行います。修正事項について、すでに他指定権者の指示により修正を行っている場合は、担当者にお伝えください。

4. 再度の修正の連絡があれば、2→3を繰り返してください。